

非常災害対策関係(各サービス共通)

目次（項目をクリックすればジャンプします）

1 災害対策推進員.....	- 3 -
2 非常災害に関する具体的な計画及び避難訓練	- 3 -
3 防災情報の把握.....	- 5 -
《参考資料》～消防局予防課より～事業所防火診断表	- 6 -

1 災害対策推進員

指定障害福祉等サービス又は基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに「災害対策推進員」を置いてください。

和歌山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第5条 事業者（指定障害福祉等サービス又は基準該当障害福祉サービス（これらのうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を除く。）の事業を行う者に限る。）は、非常災害対策を推進するため、指定障害福祉等サービス又は基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに「**災害対策推進員**」を置かなければならない。

「災害対策推進員」は次の業務を行ってください。

- 1 火災・風水害・地震等の防災に関する計画を作成し、当該計画に基づき、防災訓練を定期的に実施すること。
- 2 施設等における非常災害対策を推進するため、消防機関等への速やかな通報体制、消防団や地域住民との連携をとる等、職員に対して防災対策の周知徹底を図ること。
- 3 災害発生時に必要な備品や備蓄等についての点検及び確保を行うこと。

2 非常災害に関する具体的な計画及び避難訓練

(1)非常災害対策計画

障害(児)者が利用する社会福祉施設等は非常災害に関する具体的な計画(以下「**非常災害対策計画**」という。)を策定することになっています。

「**非常災害対策計画**」は、避難訓練を実施することで、その都度、内容を検証し、見直しを行うことが求められているほか、火災や地震だけでなく、水害や土砂災害などにも対処するための計画である必要があります。

基準省令第70条 ※基準は療養介護を引用しています。(他サービスも概ね同様です。)

- 1 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(2)避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律、水防法及び土砂災害防止法により、①津波災害警戒区域、②河川洪水浸水想定区域、③土砂災害警戒区域又は特別警戒区域内に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、「**避難確保計画**」の作成が義務付けられています。

「非常災害対策計画」を定めている施設については、既存の計画に、「**避難確保計画**」に定める必要のある項目を追加することで、「**避難確保計画**」を作成したとみなすことができます。「**避難確保計画**」を作成・変更したときは、遅滞なく、総合防災課へ提出する必要があります。

《参考》非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計 画	非常災害対策計画	避難確保計画
法令等 根 拠	○障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号) 等 ○児童福祉施設等 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等(昭和23年12月29日厚生省令第63号) 等	○水防法(昭和24年法律第193号) ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) ○津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)
対 象	○社会福祉施設等 障害者支援施設等 児童福祉施設等	津波災害警戒区域、河川洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)
義 務	○非常災害対策計画の作成 ○避難訓練の実施	○避難確保計画の作成、 <u>市町村への提出</u> ○避難訓練の実施
計画で 定める べき項 目	○施設等の立地条件 ○災害に関する情報の入手方法 ○災害時の連絡先及び通信手段の確認 ○避難を開始する時期、判断基準 ○避難場所 ○避難経路 ○避難方法 ○災害時の人員体制、指揮系統 ○関係機関との連携体制	○計画の目的 ○計画の適用範囲 ○防災体制 ○情報収集及び伝達 ○避難の誘導 ○避難確保を図るための <u>施設の整備</u> ※ ○ <u>防災教育及び訓練</u> ※の実施 ○自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)

※ 本市は津波災害警戒区域の指定はされていませんが、津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対し、利用者安全確保のため作成を推進しています。

※ 「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能

《参考にする手引き等》

国土交通省 HP

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

和歌山市 HP(総合防災課)

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1001075/1017801.html

3 防災情報の把握

施設等の職員は、日頃から公的機関による気象情報等の把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにしてください。

【内閣府「避難勧告等のガイドライン」より作成】

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 (市町村が発令)
警戒レベル4 (全員避難)	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) (市町村が発令)
警戒レベル3 (高齢者等は避難)	避難に時間を要する人(高齢者、障害者、乳幼児等)とその支援者は避難を しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

※ 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示(緊急)の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要です。

※ 令和3年度に警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)は「避難指示」に一本化される予定です。

☆★よくある指摘事項★★ ~実地指導より~

- ・非常災害対策計画を作成していなかった。
- ・津波浸水想定区域、河川洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域のいずれかに所在しているにもかかわらず、避難確保計画を作成していなかった。(総合防災課へ届け出ていなかった。)
- ・計画を策定しているが、従業者や利用者への周知(避難経路図等の掲示)等がなされていなかった。
- ・計画に基づいて、避難訓練が実施されていなかった。(記録が残っていなかった。)

⇒基準省令で「非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。」とされているほか、消防法施行令においても「防火管理者は消防計画に基づいて、消火、通報及び避難の訓練を定期的実施すること」とされており、消防法施行規則では「消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること、また、実施に当たってはあらかじめ消防署に通報すること」が義務付けられています。災害対策推進員や防火管理者が中心となり、各計画に基づいた継続性・実効性のある訓練を日頃から実施し、有事の際に備えましょう。

事業所防火診断表

項目	診断内容
台所 ・ 調理器具	コンロから離れるときは必ず火を消している
	グリルや換気扇などの油汚れを定期的に清掃している。
	コンロの周りや上に布巾など燃えやすいものを置いていない。
	ガス器具を使わない場合は、ガスの元栓を閉めている。
	ガス漏れ警報機を設置している。
暖房器具	給油は、火を消してから行う。
	誤給油（灯油と間違えてガソリンを給油等）に注意している。
	器具の近くに燃えやすいものを置いていない。
	ストーブで洗濯物等を乾かしていない。
	耐震自動消火装置付きのストーブを使っている。
電気器具	使っていない電気器具は、コンセントから抜いている。
	たこ足配線をしていない。
	コンセントにプラグをしっかりとさしている。
	傷んだコードや老朽化した電気器具は使っていない。
たばこ	決められた場所以外でたばこを吸わない。
	火のついたたばこを残したまま、その場から離れない。
危険物	危険物又は危険物品等の取扱いは、防火上安全な場所・方法で行う。
放火対策	建物の周囲に燃えやすいものを置かない。
消火器等	消火器等の消防用設備等を設置している場合は、その使用方法を従業員全員で確認する。
通報	119番通報の要領を従業員全員で確認する。（火事・救急の別、住所、何が燃えているかなど）
避難	避難通路には、火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件を置かないこと。
	事業所の見やすい場所に避難経路図を掲示すること。
	避難訓練（夜間等も想定）を実施し、火災発生時の避難誘導等の行動要領を確認する。
	緊急地震速報の発令又は地震が発生したときの行動要領を確認する。（身の安全確保、火の始末、出口の確保等）
地震等	避難場所や避難誘導要領を従業員全員で確認し、事業所から避難場所までの経路図を事業所内に掲示すること。
	停電や断水等に備え、懐中電灯等の非常用物品等を常備する。
	倒壊のおそれのある家具等がある場合は固定する。

